

国民年金

だより

あなたも

国民年金の額を増やしませんか？

付加年金

年金額を増やしたい方は、付加年金があります。

付加年金は定額保険料（13,860円）に加え、付加保険料（400円）を納めることにより、将来の年金額に付加年金が加算される制度です。受給額は200円×付加保険料納付月数で計算します。たとえば、40年間（480月）付加保険料192,000円を納めると、満額の基礎年金額792,100円に、付加年金額96,000円が加算され888,100円の年金が受け取れ大変お得になっていますし、納め

た保険料は2年で元が取れます。

加入できるのは、1号被保険者のみで、3号被保険者は加入できません。また、1号被保険者でも国民年金基金加入者は加入できません。加入と辞退は申し出によりります。定額保険料と合わせて納めることが条件となっています。

任意加入制度

国民年金は、20歳から60歳までの40年間（480月）保険料を納めることにより（3号被保険者期間を含む）、満額の老齢基礎年金（792,100円）が受けられます。しかしながら、未納期間があると年金額が少なくなりますし、保険料を納めた期間等（保険料免除・猶予・学生納付特例の期間を含む）が25年以上ないと、年金を受けることができません。

任意加入は、60歳までに25年の受給資格期間を満たさない方や、受給資格期間が満たしているが、未納期間があるため満額にならない方が、申し出ることにより年金額を増やすために60歳以降も引き続き、最高65歳まで国民年金に任意に加入できる制度です。ただし、480月以上は納めることができません。

なお、昭和40年4月1日以前生まれの方は、65歳までに受給資格期間を満たさなかった場合、70歳まで任意加入することができません。

年金額を増やしたい方、期間が足りないとな金を諦めかけている方は市町村役場、社会保険事務所までご相談ください。

土曜日・時間外

年金相談の

お知らせ（8月）

第2月曜日は、県内4つの社会保険事務所で、19時まで受付時間を延長して年金相談を行っています。

また、高知東社会保険事務所では、第2月曜日以外にも毎週月曜日に19時まで受付時間を延長して年金相談を行っています。

第2土曜日は年金相談日

8月12日（土）は、県内4つ

の社会保険事務所で、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

通常より混雑も少ないので、どうぞお気軽にご利用ください。

問い合わせ

高知西社会保険事務所

☎ 875-1717

国民年金保険料は翌月末が納付期限です。期限内に納めるようにしましょう。

国民年金保険料の支払いには、便利でお得な『口座振替』をご利用ください。

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届のお知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況（所得状況）届の時期となりました。該当される方は、必ず届を提出してください。

期間

○児童扶養手当受給者

8月7日（月）

8月31日（木）

○特別児童扶養手当受給者

8月14日（月）

9月8日（金）

（いずれも土、日曜日は受け付けをしております。）

必要なもの（必ずご持参ください）

○印鑑

○現況届（児童扶養手当）

○所得状況届

（特別児童扶養手当）

○手当証書

○世帯全員の住民票

（児童扶養手当受給者のみ）

○平成18年度所得証明書（1月1日以降に転入してきた方のみ）

受付場所・問い合わせ

町民課

☎ 893-1117

吾北総合支所住民課

☎ 867-2300

本川総合支所住民課

☎ 869-2112

注意事項

○確認事項がありますので、出張所・郵送では受け付けできません。

○現況届を提出されないと、支給停止となります。

○必ず所得の申告をしてください。

○必ず所得の申告をしてください。

○必ず所得の申告をしてください。

○必ず所得の申告をしてください。

○必ず所得の申告をしてください。

○必ず所得の申告をしてください。